

各部会の開催状況

年月	琵琶湖部会			淀川部会			猪名川部会		
	回	開催日	内容	回	開催日	内容	回	開催日	内容
2010年	8回	12/21	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖を中心とする淀川水系の現状（環境、人と川との関わり）について委員から情報提供。また河川管理者から、これまでの部会における委員発言に対応する資料を提出。 今後の検討課題についての意見交換。 住民意見の聴取・反映方法について、流域委員会で実施した一般意見募集についての報告。 一般傍聴者からの意見聴取。 	10回	12/17	<ul style="list-style-type: none"> 検討課題について、治水・防災など個別項目に関して議論。 住民意見の聴取・反映方法について、流域委員会で実施した一般意見募集についての報告が行われ、淀川部会での対応について議論。 一般傍聴者からの意見聴取。 	6回	12/18	<ul style="list-style-type: none"> 検討課題について、治水など個別項目に関して議論。 住民意見の聴取・反映方法について、流域委員会で実施した一般意見募集についての報告。 一般傍聴者からの意見聴取。
	意見の聴取のための試行の会	12/21	<ul style="list-style-type: none"> 第8回部会終了後、一般からの意見聴取の試行のための会が行われ、計115名が参加。そのうち一般の方17名から発言があり、それに対し委員からも質問を実施。 						
2011年	9回	1/24	<ul style="list-style-type: none"> 今後の部会の進め方について議論。 検討課題に関する委員からの話題提供。 検討課題（総論）についての意見交換。 住民意見の聴取・反映方法について、12/21の試行のための会についての報告と今後の聴取等の方法について議論。 	11回	1/26	<ul style="list-style-type: none"> ○前半 <ul style="list-style-type: none"> 10名の一般の方による意見発表（昨年12月に実施した一般意見募集応募者から選出された方々による意見発表）が行われた後、委員との質疑応答。 一般傍聴者からの意見聴取。 ○後半 <ul style="list-style-type: none"> 今後の部会の進め方について議論。 検討課題（治水等）について、河川管理者から情報提供が行われた後、委員による意見交換。 一般傍聴者からの意見聴取。 	7回	1/18	<ul style="list-style-type: none"> 中間とりまとめに向けての意見交換。 総合治水対策、流域の保水能力等について、河川管理者から説明後、治水の基本的方向について議論。 次回部会での意見聴取の方法等について意見交換。
							8回	1/27	<ul style="list-style-type: none"> ○前半 <ul style="list-style-type: none"> 7名の一般の方による意見発表（昨年12月に実施した一般意見募集応募者から選出された方々による意見発表）が行われた後、委員との質疑応答。 一般傍聴者からの意見聴取。 ○後半 <ul style="list-style-type: none"> 前半の部に関して意見交換。 今後の部会の進め方について議論。 検討課題（環境等）について、河川管理者から情報提供が行われた後、委員による意見交換。 一般傍聴者からの意見聴取。

注：★は現地視察です。

第 8 回琵琶湖部会 (2001.12.21 開催) 結果概要 (暫定版)

庶務作成

開催日時 : 2001 年 12 月 21 日 (金) 9 : 45 ~ 12 : 45

場 所 : ピアザ淡海 3 F 大会議室

1 決定事項

- ・ 次回部会以降の日程が下記のとおり決定した
第 9 回琵琶湖部会 1 月 24 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30
第 10 回琵琶湖部会 3 月 13 日 (水) 13 : 30 ~ 16 : 30
- ・ 議論の進み具合によっては、2 月に部会を追加する可能性がある。
- ・ 次回以降の部会についても会議時間は 3 時間程度とする。

2 審議の概要

第 6 回委員会 (2001.11.29 開催) の報告

琵琶湖を中心とする淀川水系の現状 (環境、人と川との関わり等) について
宗宮委員、倉田委員から下記のテーマについて情報提供、意見発表がなされた。

「琵琶湖漁業の存亡について」 (倉田委員)

「琵琶湖の水質現況と課題」 (宗宮委員)

河川管理者からの報告

琵琶湖工事事務所、水資源開発公団、滋賀県より、これまでの琵琶湖部会における委員
発言に対応する資料の説明がなされた。

検討課題に関する議論

総論部分 (1 - 1 長期的な展望、川のあるべき姿等、1 - 2 川と人との関係) についての意
見交換が行われた。

住民意見の聴取・反映方法について

流域委員会で実施中の一般意見募集についての報告があった。

一般からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から発言があった。

3 主な意見

< 長期的な展望、川のあるべき姿等 >

- ・ 「基本的な考え方」の項目に「自然としての川がどう変動するのか」という物理的な視点

を追加した方がよい。川は変動するということを念頭において河川整備計画を策定する必要がある。

- ・ 人と川の関係は何百年間も続いていることを考えると「基本的な考え方」の中に、歴史的な観点を付加する必要がある。
- ・ 従来は短期的・刹那的な目標設定のもと河川整備計画が策定されてきたが、今後は歴史的な観点から川と人間との関わりを考えた長期的な目標設定のもと河川整備計画を策定するという基本的な視点で議論を行いたい。
- ・ 「どのような河川、流域が望ましいか」を検討するためには、流域の自然環境を本来の自然に戻すことは不可能であることをふまえ、「今後どのような川のあり方が必要か」を議論しなくてはならない。
- ・ 川のあるべき姿等を議論する際、国連で行われているような「生態的アプローチ」の観点から議論する必要がある。
- ・ 川に対するいろいろな視点があるため、川のあるべき姿を論議するためには、河川とは何かを整理しなければならない。

<川と人との関係>

- ・ 流域全部を川だと考えると、流域に暮らしている住民の生活のあり方も含めた河川のあるべき姿を考えることが重要である。
- ・ 「本来の自然環境を備えた河川が望ましい」については、「理想の川はあるのか」、「川は自然と呼べるのか」を疑問に思う。自然の川に戻すにはどうすればいいのかではなく、「我々にとってどれだけ価値のある川にするのか」を論議すべきである。

<ライフスタイル>

- ・ 流域そのものが河川であるという考え方は、川と密接に関連しながら我々の生活空間があるという考え方にたっている。私たちの生活空間の環境をどのように考えるのか、その環境をいかに子孫に残すのか、そのためにどのようなライフスタイルを築くべきか、を考えることが重要である。

<整備、計画のあり方>

- ・ 自然の側にたった工事の仕方、人間生活のあり方を変えていくような河川整備計画を策定すべきである。
- ・ 川は街に流れており、街の一部でもあるので、その街にあった川のあるべき姿を育んでいくとともに、流域に暮らしている住民の意見を反映した河川整備計画を行うべきである。

<管理のあり方>

- ・ 流域住民が直接河川管理に関わることができるような河川管理のあり方を問い直す必要がある。

<市民とのコミュニケーション>

- ・ 今、存在する施設の情報を整理するのが重要である。地域の人を持っている伝統的な情報と公的機関が持っている科学的な情報をどう系統的に整理するかが問題。

< 洪水 >

- ・ 本来の植生を再現するためにある程度の洪水を許容すべきだ。
- ・ 洪水防止を主目的においた河川整備では、洪水の恐怖が次の世代に伝承されず、流域住民が洪水に対する危機意識を持たなくなる。いかに世代間に洪水の恐怖を継承するのか考えなければならない。

< 河川空間利用 >

- ・ 現在の琵琶湖の漁獲量や漁業経営体の数が、乱獲が進み資源が枯渇した 1870 年代に酷似している。ここでもう一度、資源管理や種苗育成等を検討し直すべきである。
- ・ これからは、魚を獲るだけでなく、水辺や水域で生物を育てることをベースとした水域生態効用型の産業を育成する必要がある。さらにそれらを支える人の育成、湖のあり方についても考え直すべきである。
- ・ 名目だけの漁業者が利権を目当てに権利を維持しているという現実もあり、誰がいつどこで漁をやっているか管理する必要がある。また河川法では放流を義務付けたうえで漁業免許を与えているが、海や湖ではそのような規定がない。法的な整備も急務である。

< 水質 >

- ・ 水質の問題には、統一された評価基準が存在しない。さまざまな立場の水利用者がそれぞれの基準で良い悪いの判断を行っている。評価基準をどこに置くのかがポイントである。
- ・ 水量と汚濁の関係を考えると、水の利用量を減らさねば琵琶湖の水質改善はありえない。利用者自身の責任を明確化し、リサイクルに向けてどれだけ努力ができるかが問題である。そのためには、環境教育の推進をはじめ、場合によっては人の行動規範そのものの抑制をも検討すべきである。
- ・ 公的機関で測定されている情報は一般の人にも分かる形で提供することが必要である。
- ・ 低下した琵琶湖の自浄機能を回復するため、誰が責任を持つのか、費用はどうするのか、生態変化事象に対して誰が正確に監視し、それをどう評価するのかなどをさまざまな尺度、判断、考え方を取り入れて検討する必要がある。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

第9回琵琶湖部会（2002.1.24開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年1月24日（木） 13：30～16：30

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」 2F

1 決定事項

- ・ 2/19に第10回琵琶湖部会を追加する。午前一般からの意見聴取（昨年12月に流域委員会が実施した意見募集への応募者から10名程度選出して5分間程度意見発表いただく）を行い、午後に会議を行う。
- ・ 2/19第10回琵琶湖部会で行う「一般からの意見聴取」の発表候補者を、寄せられた意見をもとに各委員が2-3人ずつ推薦し、2-3日中に庶務に連絡する。それを受けて、部会長と部会長代理で相談し10人程度に絞り込む。

2 審議の概要

今後の部会の進め方について

中間とりまとめの内容（この段階では個別の事業の可否については言及しない等）および部会としてのとりまとめのスケジュールが確認された。琵琶湖部会では、4/5開催予定の第12回部会までにできるだけ議論を重ね、4月26日の委員会に部会としての取りまとめを提出する。

検討項目・総論に関する話題提供について

寺川委員より、資料2「丹生ダムの2つの問題点」として、主に利水の面から丹生ダム計画の2つの問題点が指摘され、計画を見直すべきという趣旨の意見発表がなされた。

検討課題に関する議論

総論部分（2. 社会流域全体の視点「2-1 地球環境」、「2-2 社会環境」、「2-3 ライフスタイル」、「2-4 河川に対する意識」）について議論が行われた。ただし、「2-2（1） 地域社会の捉え方をどうするのか」については、次回に議論されることとなった。

一般傍聴者からの意見聴取

1名の一般傍聴者から発言があった。

住民意見の聴取・反映方法について

庶務より、昨年12月に流域委員会で実施された一般意見募集の結果報告、前回の部会後に行われた「意見聴取のための試行の会」に関する結果概要報告、今後考えられる意見聴取のパターンや具体例に関する説明が行われた。

部会長より、各委員に対し、無関心層への働きかけも含め広く一般意見を聴取できる方法についてアイデアを寄せてほしいとの呼びかけがあった。

河川管理者からの配布資料に関する説明

琵琶湖工事事務所より、資料6として、第8回琵琶湖部会の資料5-1「琵琶湖部会における委員発言に対応する資料（琵琶湖環境の時系列資料）」に関する付表を配布した旨の説明がなされた。

3 主な意見

<長期的な展望、川のあるべき姿等>

- ・ 「川はどうあるべきか」という問いに対する答えのキーワードとして、「遊びのある川」という言葉がある。単に子供が遊ぶという意味ではなく、河川の変動があったり、遊び水があったり、多様な意味を含んでいる。
- ・ 定量的な問題ばかりを扱うのではなく、河川がもつ文化や宗教的側面など定性的な面も含めて意見を出しておく必要がある。
- ・ 一つにくくれない多様な川が存在する状況を踏まえるべきである。

<地球環境>

- ・ 温暖化や雨量の減少など、地球規模で起こりうる問題への対処をテーマとして取り上げておく必要がある。特に地球環境の変化に応じて、その都度、計画を見直していくことも必要。
- ・ 地球温暖化による雨量の減少といっても、現状のデータでは正確さの点で信用できない面もある。

<社会環境>

- ・ 世界的に水資源が枯渇している中、今後は、水資源の自由化など、経済的な動きに関しても意識しておくべきである。
- ・ 川や湖についての法整備についても意見を投げかけていくべきである。
- ・ これからは水についても供給コストに応じた需要マネジメントを考えていくべきである。水の供給が大変な場所については、水の値段を上げてもいい。

<ライフスタイル>

- ・ 行政側が、敢えて水の供給量を調整することで、国民のライフスタイルや水利用に対する意識を変えることができるかも知れない。
- ・ 行政に、水や電気などを安定して供給していく義務がある限り、水資源を確保するためにダムなど大規模な開発に頼るのは当たり前である。個々の家庭レベルで、渇水時の対策等を考えて実践していかなければ、開発を止めさせることはできない。
- ・ 渇水にならないと水の重要性が認識できない人が多い。水を使っている人々への情報提供も行わないと節水への努力も生まれにくい。

<河川に対する意識>

- ・ 今の若者には、流域ごと、地域ごとに管理マニュアルを作り、過去の様子や治水対策についての知識をわかりやすい形で伝えていく必要がある。
- ・ 川の恵みがあってこそ、人間や生物は生きていける。川に親しむという人間からみた視点だけではなく、魚や生物達の立場にたった視点をも意識してくみとり、人間と生物が共存できる場としての川を実現しなければならない。
- ・ 河川の現場に居る人が学校などに行って直接話をするといったことが重要。

- ・ このような会議の場に居る人々と一般の人々の河川への理解、考え、想いなどが離れてしまっている。
- ・ 自己責任を問う場合には、併せて情報提供もなされるべきである。
- ・ 今の川の状態で「自己責任」と言うのは問題がある。

<流域管理>

- ・ 健全な水循環を守っていくためには、河川だけではなく流域全体や土地利用に関する規制も考えていく必要がある。

<整備、計画のあり方>

- ・ これまで行われてきた事業に対する評価体制が不十分である。終了した事業を評価する仕組み、計画変更のためのプロセスづくりを考える必要がある。

<市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・ 地域住民と情報共有を行うためのソフト事業への取り組みを議論したい。
- ・ 川に対して関心が薄い層への啓発や働きかけも含めて、幅広く意見聴取の方法を考えていきたい。

<治水、利用、環境（境界・融合領域）>

- ・ 利用や親水性といったものと自然保護とは相容れないところがあることを一般の人々にはなかなか理解されにくい。

<治水の方向性、考え方>

- ・ ダムなど大規模開発にかかる費用の、例えば半分の費用でどんな代替案が出せるか、考えていく必要がある。

<利用の方向性、考え方>

- ・ 川を川らしくするための水、河川環境を維持するための水といったような新しい水の需要についても、この委員会で検討できるなら検討し、認識をしておきたい。

<河川空間利用（水域、高水敷）>

- ・ U字溝やフタのかかった水路や小川などをもとの形に復元し、川と流域住民の触れ合いを取り戻す。

<方法>

- ・ 議論の枠組みのイメージとの関連を意識し、都度フィードバックを行いながら一つ一つの検討項目を話し合っていくべきである。
- ・ 「私ならこう作る」といった各委員の「整備計画」を作って提示し合うべき。

第10回淀川部会（2001.12.17開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2001年12月17日（月） 13:00～17:00

場 所：大阪国際会議場 1003

1 決定事項

- ・次回部会は1月26日（土）13:30～18:00に開催する。
 - 前半2時間（13:30～15:30）：一般からの意見聴取
 - 休憩30分（15:30～16:00）
 - 後半2時間（16:00～18:00）：審議
- ・1/26の意見陳述者の選出スケジュール
 - 一般意見募集締め切り：12/20
 - 一般意見を庶務がとりまとめ、部会委員へ発送：12/28頃
 - 一般意見のなかから各委員の推薦者を決めてもらい、回答頂く：年明け
 - 委員からの回答をもとに部会長と部会長代理が意見陳述頂く方を決定：1月中旬

2 審議の概要

第6回委員会（2001.11.29開催）の報告

検討課題（個別項目）に関する議論～「治水・防災」「利用」等に関する意見交換
主に治水について、基本的な考え方や具体的な方策などに関する意見交換が行われ、河川管理者より「今後関連する資料を提出したい」旨の発言があった。

住民意見の聴取・反映方法について

）流域委員会で実施中の一般意見募集についての報告

）淀川部会での対応について

部会長から開催日時や意見陳述者の選出方法についての提案があり、「1 決定事項」の通り了承された。

一般からの意見聴取

一般傍聴者1名から発言があり、それに対して委員からの発言があった。

3 主な意見

<流域管理>

- ・ 森林を保全・育成し、豊かな複合樹林帯を形成して川づくりを行っていくべき。今後は

ダムに変わり、森林を治水の主役に置くという方向性も必要である

<連携、パートナーシップ>

- ・ 森林の取り扱いによっては、川に砂が流れ出てきて防災ダムに堆積してしまう。今後、森林の取り扱いについて、農林水産省、林野庁といった機関や森林保有者等の関係者とも協議を行っていくべきだ。

<市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・ この流域委員会で決定したことを住民にどうやって周知徹底してゆくべきか。川本来の自然を取り戻すために高水敷に水を走らせるといったような対策は、川のそばに住む住民の理解がなければ成り立たない。

<治水、利用、環境（境界・融合領域）>

- ・ 川を拘束して制御しようとしてきた従来の治水思想は、環境面においても、治水面においても、川の内側と外側との連続性を断ち切り、ひいてはそのことが生態系を破壊し、洪水に対して非常にもろい街を生み出してしまった。川をめぐる生物と洪水、環境と治水の問題の根本的な原因は同じところに端を発しているのではないか。

<治水・防災の方向性、考え方>

- ・ 河川整備計画にそった治水対策をもとで洪水が起こって被害が出たときに、流域の住民がお互いに納得していくためにも、住民を含めた協議会や審議会を設定し、話し合うべきではないのか。
- ・ 具体的な治水や防災について一歩踏み込んだ議論を進めていくためには、基本的な全体方針を決めたうえで、問題となっているポイントを列挙し、個別に検討していく必要がある。
- ・ 今後は、都市計画、道路交通、人口配分といったことを考慮して、治水計画を考えてゆかねばならないため、省庁の縦割り方式を改善し、行政の仕組みづくりを改めていく必要がある。
- ・ これまでは200年に1回の豪雨を目標に流量を計算し、一番スムーズに水の流れる河道の形態として、低水路の真ん中を掘って矩形断面にするという計画で工事を進めてきた。しかし、このことによって、川の中で水の流れないドライな部分と水の流れるウェットな部分ができてしまった。この非連続な断面が生態系に深刻な状態をもたらしている。
- ・ 洪水を防ぐために砂を積み重ね堤防をどんどん高くしてきたが、堤防が高くなればなるほど、破堤してしまったときのダメージポテンシャルは大きくなってゆく。また、この高い堤防が街と川の連続性や地域と川のつながりを遮断し、住民の洪水への危機意識を次第に薄めてしまった。この状態は洪水に対して非常にもろい状態である。
- ・ 破堤による壊滅的な洪水を回避することを最低限の目標としたうえで、越水や溢水

による浸水被害についてはある程度までは許容し、土地利用や防災対策等の対策で対処してゆく。つまり、壊滅的な被害を回避することと、浸水頻度をできるだけ減らしてゆくことのふたつの目標があり、それぞれについて分けて考えてゆくべきである。そのとき、どちらを優先してゆくべきか、検討する必要がある。都市部においては、破堤による破滅的な被害の回避を優先することに異論はないだろうが、たとえば、浸水被害が多発している上流部の狭窄部のような箇所では、まず浸水被害を減らすことが優先されるのではないかといった意見もある。

- ・ 淀川の自然環境が破壊されたのは、河川公園をつくったことに原因の一端がある。今やらなければいけないことは、淀川に川本来の環境を取り戻すこと、川らしい自然環境を取り戻すことである。治水、利水等を考え、望ましい川の姿が取り戻された後、利用について考えればよいのではないか。利用と利水をはっきりと分けて議論する必要がある。

<洪水>

- ・ 2倍強の最大流量を設定するといったこれまでの川づくりは無理があるため、これからはもう少し現実味を帯びた治水対策を考えなければならない。そのためには我々の生活のスタンスを改めることも大事である。
- ・ 狭窄部の上流地域の浸水を防ぐためには、開削によって川幅を広げる方法ではなく、遊水池の機能を拡充することによって対応すべきではないか。
- ・ 遊水池機能の向上という観点から、日本の伝統的な河川工法である霞堤やニセン堤、輪中を組み合わせた対策も考えられる。
- ・ 行政の協力や法律の改正が必要だが、川の外側にもう1つ、洪水時に水が流れる遊水河川部分を公共で押さえるといったことを考えてみてはどうか。
- ・ 洪水被害を低減させるためには、堤防を高くするだけでなく、地上げによって湧水地域を確保する方法や輪中といった手段もありうる
- ・ 洪水時に都市部の地下街やビルの地下に水が流れ込む災害が頻発している。今後は都市化に伴う災害についても真剣に考え対策をしてゆかなくてはならない。
- ・ スーパー堤防の問題点は、コストと、その地域の暮らしや風土の違いをどこまで考慮できるか、といった点にあるだろう。
- ・ スーパー堤防をつくっていくならば、スーパー堤防とそうでない堤防との格差をできるだけ少なくしなければ、被害が集中する箇所ができてしまうのではないか。

<ソフト面での防災>

- ・ 河川行政と都市計画とが連動していないため、堤防の間際にまで家が建ち、水害の危険性が増大している。この解決のためには、防災グループや住民による避難訓練等のソフトを組み合わせた対策が必要である。
- ・ ダムや堤防といったハード面での治水対策ばかりではなく、農地を遊水池にすれば

一時金を出すと、駐車場の地下に貯水池を作るための補助金を出すといったようなソフト面からの対策を活用していくべき。

<利用の方向性、考え方>

- ・ 「利水」ではなく「利用」という言葉が用いられている。議論が河川の利用面に偏ってしまうので「利水」とした方がよい。
- ・ 災害を遮断する空間等、河川の利用は幅が広いと、流域委員会では幅広い河川の利用方法を検討すればよいと思う。「利水」だけでは扱えない問題もあるので、利用の方向性等を含めて河川整備計画で言及すればよいのではないかと。

<生物、生態系>

- ・ 現在の淀川にも、いわゆる生態系といえるものは存在する。しかしそれは、川とは関係のない草や外来種などの生態系である。日本の川らしい草むらができるのが本来の川のあるべき姿と考えている。川のあるべき姿とは、川に水が走って瀬や淵をつくる、高水敷に水が走ってヨシ原をつくる、その水の働きによって自然にできあがるものである。水にやらせるしかない。
- ・ 高水敷に水が流れていないために生態系がだめになったということだが、高水敷に水が流れるよう人為的にダムを操作すれば、河道の構造を変えずとも、生態系はある程度回復するのではないかと。
- ・ 冠水頻度の高い高水敷を増やそうとすれば、川の中の断面の修正、修復をすべきである。高水敷に水を流すためにダムの管理能力をパワーアップするのは、結局、川を拘束する従来の河川管理のやり方と同じではないかと。
- ・ 治水安全度を確保したうえで、本来の川らしい自然を取り戻すためには、高水敷の切り立った矩形断面構造を斜面にして水際にすりつけ、多様な生物が生存する「水辺」をつくれればよい。

<河川形状>

- ・ 高水敷は堤防本体が弱いために作られているが、スーパー堤防にすれば高水敷で堤防を守る必要がなくなり、複断面構造を回避できる。

<その他>

- ・ 早急に治水工事が必要な箇所については、その方向性を決めてゴーサインを出すのも、この流域委員会の役目ではないかと。

<方法>

- ・ 河川管理者や住民を含めて、緊急性がある箇所の現状を見ながら検討していくことも大事ではないかと。
- ・ 今後の議論を具体的に進めていくためには、モデルケースを設定して、治水、防災、環境にわたるバランスまで考え、本当に実のあるエッセンスを取り出してゆく必要がある。

第 11 回淀川部会（2002.1.26 開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年1月26日（土） 13：30～18：30

場 所：京都リサーチパーク 4号館 バズホール

1 決定事項

- ・ 今後の一般からの意見聴取をより充実したものにするため、今回の意見聴取の方法等について気づいた点等を庶務宛に提出する。
- ・ 利水の部分について、どのような項目を議論する必要があるかについて、整理した資料を委員に配布する。
- ・ 第7回委員会で河川管理者より提出される「利水」についての資料を部会の委員全員にも配布する。
- ・ 本日の議論についての質問、意見等を出し、次回までに庶務にて資料の形にまとめる。

2 審議の概要

（1）前半の部：一般からの意見聴取

本日の会について

庶務より、意見発表者候補の選出の考え方と結果についての説明が行われた。

一般からの意見発表と委員からの質問

10名の意見発表者を5名ずつ前半、後半に分け、1人6分で発表頂いた。また、前半、後半ごとに委員から発表者へ質問を行った。

会場からの発言

一般傍聴者3名から発言があった。

（2）後半の部：会議

今後の部会の進め方について

次回第12回部会(2/5)では利水を中心に議論。第13回部会(3/14)では部会として一定の意見集約に向けた議論をし、3月30日の委員会の議論に反映させるべく中間的なとりまとめをめざす。

河川管理者からの説明

前回部会における委員発言に対応した資料、および河川管理者より提案のあった「洪水対策の論点」（資料3）の説明が淀川工事事務所、および木津川上流工事事務所より行われた。

検討課題に関する議論（治水等に関して）

河川管理者より示された「洪水対策の論点」をもとに、意見交換が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から発言があった。

3 主な意見

< 河川に対する意識 >

- ・ 大阪市内の小学校で総合学習として淀川を取り上げているが、淀川を使うことばかりでなく、例えば歴史など淀川の何を学習するかを、まず明確にする必要がある。

< 整備、計画のあり方 >

- ・ 行政に携わる人はもっと現場にいて欲しい、でなければ住民の要望も大きな声だけが通って、本当にあるべきことが計画されないということが起こってくる。

< 市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など） >

- ・ 情報伝達の整備や水防団等、ソフト面を真剣に考えていかなければならない。特に都会の住民が生活の中で防災意識をもてるようなシステム作りが重要である。

< 方向性、考え方 >

- ・ 洪水対策の越流型とは、堤防を一部低くし、越流堤を上、中、下流、最下流、両岸と全般的につくって越流させ、ソフト面や浸水区区域内で対応する。それによって、破堤の危険がある高い堤防も不要となり、コストも抑えられると解釈してよいのか
- ・ 現在の堤防をなくす、あるいは低くして越流堤にすれば、溢水の頻度は上がるが破堤の被害を小さくすることができる。この選択も流域として合意できれば、あり得ることである。
- ・ 洪水防御における「土地利用の制限、調整」は大変重要である。淀川流域は多くが市街化区域に含まれているが、地方分権により市町村の役割も大きくなってきている。町づくり全体を視野にいれた危険区域の設定や条件づけ、建築の利用、防災意識の醸成、リスクに関する情報提供等、流域住民の協議、合意が重要になってくる。景観も含め、大きな方向として河川整備計画に盛り込むべきと考える。

< 洪水 >

- ・ 28 年 9 月型降雨が 2 倍になったときの等雨量線が同じという仮定でシミュレーションされているが、最終的にその基準がハザードマップにつながっていくことを考えると、非常に乱暴である。様々な等雨量線を予想したシミュレーションを 10 くらいは出して、判断する慎重さが必要ではないか。

< ソフト面での防災 >

- ・ 浸水被害の想定される地域においては、3 階以上の建物を高齢者や病人などを避難させる避難所として平常から契約するなど、1、2 階は浸水するという覚悟で様々な対応を

考えるべきである。

<方向性、考え方>

- ・ 川に棲む生き物の立場に立って考えるとともに、川の水は飲み水であるということを中心に据えて考えて欲しい。川を利用するのではなく、川に入らせてもらうといった発想が大切である。

<河川空間利用（水域、高水敷）>

- ・ 現在の自然保全地区、野草広場地区、施設広場地区といった地区で分ける分け方を見直す必要がある。

<水利用>

- ・ 水需要というのは広域で計算すると確かに過剰傾向にあると思うが、地域によっては不足しているところもたくさん存在する、そのような地域のことも考慮にいたした上で判断することが必要である。

第6回猪名川部会（2001.12.18開催）結果概要（暫定版）

庶務発信

開催日時：2001年12月18日（火） 17:00～20:00

場 所：大阪国際会議場 1003

1 決定事項

次回部会以降の日程が下記のとおり決定した

- ・第7回部会：1月18日（金）13:00～17:00
- ・第8回部会：1月27日（日）13:30～18:00
前半 一般からの意見聴取
後半 審議
- ・第9回部会：2月15日（金）15:00～18:00
- ・第10回部会：3月4日（月）17:00～20:00

2 審議の概要

第6回委員会（2001.11.29開催）の報告

これまでに委員から寄せられた質問に対する河川管理者からの説明

検討課題に関する議論～「治水」等に関する意見交換

治水に関する基本的な考え方として、主に総合治水の考え方、保水能力等について意見交換が行われた（3 主な意見 参照）。河川管理者より「用意できる資料は部会に提出したい」旨の発言があった。

住民意見の聴取・反映方法について

流域委員会で実施中の一般意見募集についての報告があった。

一般からの意見聴取

一般傍聴者3名から発言があり、うち1名からは併せて資料も配付された。

3 主な意見

<地球環境>

- ・地球環境保全のために、行政・事業者・市民が実践すべき方策を、河川の立場から考えていく必要がある。

<ライフスタイル>

- ・水の使い方を啓発してゆく取り組みや、ライフスタイルそのものを変えてゆくための取り組み

を今から実行する必要がある。

<パートナーシップ>

- ・ 流域全体の委員会だけではなく、余野川ダムといった個別の事業ごとに委員会を設置し、地元の方々とともに議論し、市民と行政が一体となって考えてゆくため仕組みを作る必要がある。

<洪水>

- ・ 猪名川の雨の降り方の特徴として局地的な集中豪雨が挙げられる。集中豪雨を評価する場合には、上流域での降雨量や被害データに加えて、下流域での降雨量や流量といったデータも出せば、流域全体の実態が見えてくるのではないか。
- ・ 猪名川流域では昭和 58 年以降豪雨を記録していないが、平成 7 年には神戸の新湊川で集中豪雨による洪水が発生した。今後も楽観はできない。そういった点からも、降雨確率よりも、雨倍率を基準にして考えることもあり得るだろう。
- ・ 洪水は場所によって発生確率も規模も違ってくるため、1 つの基準をもとにして河川整備計画を考えていってよいのか。今後、基準の見直しを含めて、検討する余地がある。
- ・ 想定外の洪水が発生した時のリスクマネジメントを河川整備計画に盛り込む必要がある。
- ・ 水田で積極的に貯留するならば嵩上げの必要があるが、農家の協力が得られるかが難しい問題である。
- ・ 東海豪雨のような雨の降り方、洪水について危機意識が低い。特に若い世代、子供たちが意識が低いのは問題。

<地震、津波>

- ・ 地震調査委員会によれば、南海地震の発生確率は、10 年以内は 10%未満、20 年以内は 20%程度、30 年以内は 40%、40 年以内は 60%、50 年以内は 80%、東南海地震の発生確率は、10 年以内は 10%程度、20 年以内は 30%、30 年以内は 50%、40 年以内は 70~80%、50 年以内は 80~90%となっている。
- ・ 河川整備計画には、地震にともなって発生する高潮・津波による水位上昇等の被害を想定した対策を盛り込む必要があるだろう。
- ・ 地震発生にともなう上流地域の土砂の崩壊が雨と複合すれば、土石流等が発生する可能性もある

<生物、生態系>

- ・ 河川の植物の一番の問題点である帰化植物を除去して、由来のはっきりした在来植物を植えること、自然の復元・回復といった点から考えても、大きな意味があるだろう

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

第7回猪名川部会（2002.1.18開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年1月18日（金） 13:30～17:00

場 所：チサンホテル新大阪 2階 大ホール

1 決定事項

- ・ 3/30 委員会に報告する、猪名川部会としてのとりまとめを 3/4 部会を目処に行う。
- ・ 部会としてのとりまとめにむけてワーキンググループを作り、作業を行う。
- ・ 立候補によりワーキングメンバーが以下の通り決定した。欠席委員にも参加の有無を確認し、メンバーを確定する。

メンバー（2002.1.18時点）：米山部会長、池淵部会長代理、田中委員、畚野委員、細川委員、本多委員、松本委員

2 審議の概要

今後の部会の進め方について

中間とりまとめの内容（この段階では個別の事業の可否については言及しない等）および部会としてのとりまとめのスケジュール、ワーキンググループの設立が確認された。

河川管理者からの説明

猪名川工事事務所より、前回部会における委員発言に対応した資料（資料2 - 1および2 - 1 補足）の説明が行われた。

検討課題に関する議論（治水に関して）

主に、治水の目標等について意見交換が行われた。委員から「目標レベルの検討にあたっては比較できるデータが必要」との意見があり、河川管理者から「整備計画原案を提出する場合には比較資料を添付する予定である。今後可能な範囲で資料を提出したい」旨の発言があった。

住民意見の聴取・反映方法について

庶務より、昨年12月に流域委員会で実施された一般意見募集の結果報告、次回部会において予定されている一般意見聴取の進め方と意見発表者の選出についての説明が行われ、了承された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言は無かった。

3 主な意見

< 長期的な展望、川のあるべき姿等 >

- ・ 個別の事業については、まず、100 年後の猪名川をどうするかといったような大きなビジョンがあってはじめて、議論ができるのではないか。
- ・ 遊水機能、保水機能には限界がある。やはり河道の大幅な拡幅が根本的な対策ではないか。市街地に人口が集中している現在では不可能かもしれないが、人口が減少してゆく 100 年後の未来を視野に入れ、可能なところから着手しはじめてもいいのではないか

< 治水、利用、環境(境界・融合領域) >

- ・ 非日常である洪水と日常である環境、利水のうち、どちらにウェートを置いて考えてゆくべきか。

< 方向性、考え方 >

- ・ 治水計画の基準とする降雨量を決定するためには、工事内容と被害地域との関係を試算してみる必要がある。例えば、銀橋の狭窄部に手を加えないまま、昭和 28 年の洪水時の 2 倍の雨が降った場合は、銀橋の上流部では浸水するが下流域の被害は回避できるといったような試算が必要になってくるのではないか。
 - ・ 上下流問題は冷静な議論を行う必要がある。そのためには、工事内容(狭窄部を開削した場合、しない場合等)による費用と便益が、地区ごと、降雨条件ごとに比較・整理された表があればいいのではないか。
 - ・ 整備計画原案を提出する場合にはそういった比較資料を添付する予定である。今後可能な範囲で資料を提出したい
 - ・ 上流部の宅地開発や市街化によって、下流地域の浸水被害が増大するといったような事態は避けなければならない。
 - ・ 遊水機能を持つ地域を居住区域として開発し、その代替案に堤防をつくるというのが現在の趨勢である。今後もこのままでいいのか、危惧している。
 - ・ 洪水を 100% 防御することは不可能である。治水対策を十分に施した上で、洪水時の行政のフォローシステム、避難施設、浸水した地域への補償、市民のライフスタイルの見直しといったソフトの部分での対策が必要である。
 - ・ 治水の目標レベルを判断するには、必要な工事の内容とそのコスト、環境へのダメージ、浸水区域での被害の程度が、基準となる降雨量によってどう変化するかを比較検討した資料がなければ、判断するのはむずかしい。
 - ・ 洪水による被害範囲を示す資料だけでは不十分である。床上浸水か、床下浸水か、さらには、浸水する地域が農地か工場地域か住宅地域かによって、被害の程度に差が出てくる。そういったものがわかる資料が必要ではないか。
 - ・ 治水工事によって安全度を上げてゆくと、急にコストが跳ね上がるポイントがある。そのポイントが分かれば、ダムや堤防といったハードで対策すべきか、それとも、避難施設や浸水した地域への補償といったソフトで対策すべきか、理解しやすくなるのではないか。
- 現状で戦後最大の雨が降った場合、どんな被害がどの程度発生するのか。そして例えば、

戦後最大雨量を基準に上流のダムによる対策を主とした工事をすれば、その被害がどう変化し、どの程度軽減するのか。また、ダムの代わりに遊水池や溜め池を主とした工事を行えば、どうなるか。堤防の高くして幅を拓げる工事をならば、どうなるか。それぞれのメニューの比較表を、時間はかかるだろうが、用意したい。

<洪水>

- ・ 治水だけに特化して議論するのではなく、ライフスタイル、情報共有、リスクマネジメントといったこれまで議論してきたことを総合化したうえで、治水について考えてゆく必要がある。
- ・ 過去に一度でも浸水の被害にあった地域は、浸水を許容することはできないだろう。河川整備によって洪水被害のリスクを極力少なくするのは当然だが、同時に、環境のことも考えてゆかなければならない。
- ・ 流量をダムや河道改修によって分担するのではなく、溜め池、小規模の貯水池、ビオトープ、浸透弁による地下水脈への導水によって、遊水機能や保水機能を高めることはできないのか。具体的な事例やアイデアがあれば知りたい。
- ・ 遊水機能と保水機能を高めるために、現在、暫定的な施設となっている防災調節池を恒久施設として位置づけられないか。また、貯水池の容量を増やすためには、底の掘削等が考えられるが、そのコストを試算してみる必要がある。さらに、行政指導によって、遊水機能を持つ地域の土地利用を規制してゆくといったことも考える必要がある。
- ・ 昔から氾濫していた地域では、その危険を覚悟し洪水への心構えを持って住んでいるだろうから、浸水頻度については許容してもらおうといった考え方が必要かもしれない。
- ・ かねてより浸水頻度の高い地域では、浸水もひとつの文化であるかもしれない。補填や補償といった代替案を考慮した上でなら、浸水被害を許容してもらおうといった考え方もありうるのではないか。

<ソフト面での防災>

- ・ 何らかの開発や工事によって洪水が増加し、浸水頻度が上がった場合は補償や補填といった対策が必要になってくる。

<生物、生態系>

- ・ 貴重種の生存のためには、普通種の保存が重要になってくる。たとえば、シカの生存のためには、いわゆる「雑草」とよばれる普通種の存在が重要である。

<その他>

- ・ 余野川ダムの可否がこの流域委員会の答申次第で決定する以上、必ず結論を出さなければならない。議論を深め、結論を出すための場を設定して頂きたい。

<方法>

- ・ 「個別の事業については言及しない」ということだが、個別の事業から全体の計画を考えるという方法も十分あり得るのではないか。例えば、余野川ダムの建設によって下流域や上流域ではどういった問題が発生するか、といったように考えていけるのではないのか。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

第8回猪名川部会（2002.1.27開催）結果概要（暫定版）

庶務作成

開催日時：2002年1月27日（日） 13：30～18：30

場 所：大阪国際会議場 12F 特別会議場

1 決定事項

- ・次回、河川管理者より「国土交通省として環境をどのように捉えているか」について説明が行われることとなった。

2 審議の概要

（1）前半の部：一般からの意見聴取

本日の会について

庶務より意見発表者候補の選出の考え方と結果についての説明が行われた。

一般からの意見発表と委員からの質問

7名の方から1人7分で意見を発表して頂いた。前半は4名の方に発表して頂き、その後、委員から発表者への質問を行った。後半は3名の方に発表して頂き、その後、委員から発表者への質問を行った。

会場からの発言

一般傍聴者3名から発言があった。

（2）後半の部：会議

一般からの意見聴取について

一般からの意見について委員から感想が述べられた。今後の意見聴取の実施方法や反映方法についても意見交換が行われた。

検討課題について

・河川管理者より、現状・課題・方向性の検討として「猪名川における課題 縦断方向の不連続と横断方向の不連続」について説明が行われた。

・環境について意見交換が行われたほか、治水・環境・利用の優先順位、川のあるべき姿などについて議論が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。

（3）主な意見

<長期的な展望、川のあるべき姿等>

- ・治水、環境、利用を並立させるためには、土地開発が無責任に進みすぎてしまった。現状をいったん棚上げしたうえで、100年後の流域の土地利用はどうあるべきか、そのビジョンを

まず考え、そこにソフトランディングするための河川整備計画を考えていくべきである。具体的には、引堤により河道を2倍、3倍に拡げることを100年後の目標とすべきである。

- ・河川に対していろいろな要望があるため、今後20年から30年の河川整備計画を考えるならば、とりあえずゾーニングによって当事者間の調整をはかることで対応していかざるを得ないだろう。しかし、将来的な環境の目標、取り戻すべき河川の姿を考え、そこに向かっていかななくてはならない。

< 河川に対する意識 >

- ・自然を守るということは自然のリスクを背負うということでもある。そういった意識を養っていくために、洪水の実態やハザードマップを住民に周知してゆく必要がある。

< 事業のあり方 >

- ・猪名川流域には、大阪には珍しい大型の野生動物が生息している地域があるが、これらの豊かな自然環境を守ってゆくことも、河川の範囲内でしっかり事業化してゆくべきことではないか。

< 連携、パートナーシップ >

- ・現在、河川のすぐそばにまで街が広がっているが、住民にはその危険性が周知されているのだろうか。
- ・用水路にしかない魚を保全していくためには農水省と一体になって生態系の保全に取り組んでいかなければならないし、下水道の整備については自治体に対して対策の提言や要望を出していかなければならない。

< 市民とのコミュニケーション >

- ・情報公開や将来の街づくりについて議論するためには、地域の行政について、自治体の考えを聞いてみる必要があるのではないか。
- ・今回の意見募集で猪名川流域に関わっている方々の意見を全て聞き出せたのかどうか、疑問に思う。
- ・様々な立場にある人々との間でコンセンサスをとっていくためには、市民への情報提供や啓発といった取り組みを事業として組み込んでいく必要がある。
- ・住民意見の聴取は今後も継続して実施すべきである。その際には、ダム賛成派、反対派から意見を聞くといったように、テーマを絞って行うべきだ。

< 治水、利用、環境 >

- ・これまでは生命や財産を守るために治水を優先させてきたが、今後は、都市部の唯一の自然としての河川、レクリエーションのための河川といった様々な観点から河川を捉えてゆかなくてはならない。そのためには、議論の中で優先順位をつけてゆかなくてはならない。
- ・優先順位は地域、歴史、文化等によって変化する。多数決によって決定するのはできるだけ避けた方がよい。
- ・様々な考えを持ったユーザーが、猪名川の都市部の狭くて短い河川敷に存在しているため、環境、治水、利水の間でコンフリクトが生じている。今後、その調整のためにゾーニングという考え方を議論してみてもどうか

- ・河川敷にコスモスを植えることを望む団体もいれば、川らしい自然の姿を望む団体もいる。その地域によって考え方は様々だろう。地域の住民、行政、河川管理者を含めて話し合う場を地域ごとに設定する必要がある。
- ・都市部の河川は、大自然の力と人間の力が均衡して保たれている貴重な中自然である。教育の場、憩いの場として残していくべきである
- ・これまでは河川整備やゾーニングによって、海から川への連続性や堤外から堤内への連続性が断ち切られてきた。今後は、その連続性を取り戻すことを目標とするべきだ。
- ・河川を緑の回廊にするのは、生物の棲息地の連続性を回復するためにはよい考えだと思う。
- ・海と川の縦の連続性が様々な河川工作物によって断ち切られ、魚が行き来できなくなった。また、川と田んぼの横の連続性も用水と排水を分離によって断ち切られた。これらの連続性を回復しなければならない。
- ・河川が蛇行することによって瀬と淵が生まれ、そこに生物や植物の生育環境ができあがっていた。今ある瀬や淵は絶対に壊してはならないし、もし可能なら、自然な洪水によって瀬淵構造を再生するべきだと思う。

<洪水>

- ・ダムはいつか壊れる時がくるだろう。100年後の人口が減少してゆく未来を考えたときに、ダムのような人工的なものに頼った治水で本当にいいのだろうか。自然の再生力を取り戻すことを目指すべきではないか。
- ・日本人は沖積平野という危険な場所に住んでいることを意識しておかなければならない。

<利用の方向性、考え方>

- ・いったい誰のために、河川敷の利用を優先すべきか。今現在誰が利用しているかではなく、これから先、いったいどんな人たちにとって何が一番大切なのかといった視点で考える必要がある。

<環境の方向性、考え方>

- ・環境を考えるに当たって、その範囲を河道からどこまで広げる必要があるのか。
- ・国土交通省では「環境」をどう捉えているのか。環境を人類社会の存続という観点から考えるのであれば、河川管理者は、治水によって人の命を守らなければならないのと同様に、河川の中でできる環境への取り組みを事業として位置づけていかなければならない。
- ・環境とは河川の生産力のことである。国土交通省は、かつて川が有していた漁獲量のポテンシャルを取り戻すことを目標にすべきである。
- ・「食べられる」というのは環境を評価するうえでの重要なファクターである。食べられる魚が育つ川の環境を取り戻していかなければならない。

<委員会、部会における検討の進め方>

- ・河川の縦の連続性を阻害するものである井堰のことや、農水省など他省庁に関わる問題である用水路と水田の落差等についても、この中間とりまとめに含めてよいのか。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。